

I.労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

平成18年3月に労働安全衛生マネジメントシステム^(※)に関する指針の改正が行われました。指針の目的、構成等は、以下のとおりで、従来の指針と趣旨が大きく変わるものではありません。

※労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の(1)～(4)に掲げる活動を自主的に行うものです。

- (1)安全衛生に関する方針の表明、(2)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3)安全衛生に関する目標の設定、(4)安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

指針の目的

事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資すること。

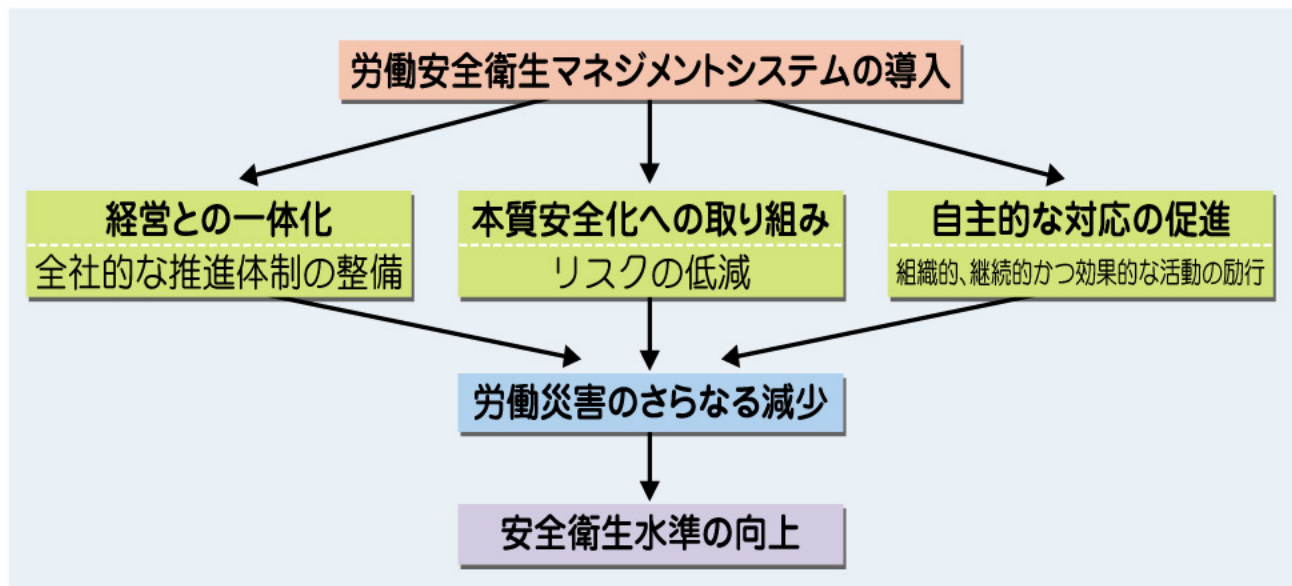


図1

指針の構成

指針は、次の各条文によって構成されています。

第1、2条	目的	第11条	安全衛生目標の設定
第3条	定義	第12条	安全衛生計画の作成
第4条	適用	第13条	安全衛生計画の実施等
第5条	安全衛生方針の表明	第14条	緊急事態への対応
第6条	労働者の意見の反映	第15条	日常的な点検、改善等
第7条	体制の整備	第16条	労働災害発生原因の調査等
第8条	明文化	第17条	システム監査
第9条	記録	第18条	労働安全衛生マネジメントシステムの見直し
第10条	危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定		

指針の特徴

指針に示された労働安全衛生マネジメントシステムはつぎのような特徴があります。

- ① トップの安全衛生方針に基づき事業実施に係る管理と一体になって運用される組織的な取り組み
- ② 計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Act)のPDCAサイクル構造
- ③ 明文化・記録化により、安全衛生活動の確実で効果的な実施
- ④ 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びその結果に基づく対策の実施による本質安全化の推進 (巻末の危険性又は有害性等の調査等に関する指針参照)

具体的に労働安全衛生マネジメントシステムを実施していく観点から、指針の内容を整理すると次の図のようになります

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の基本的な枠組み

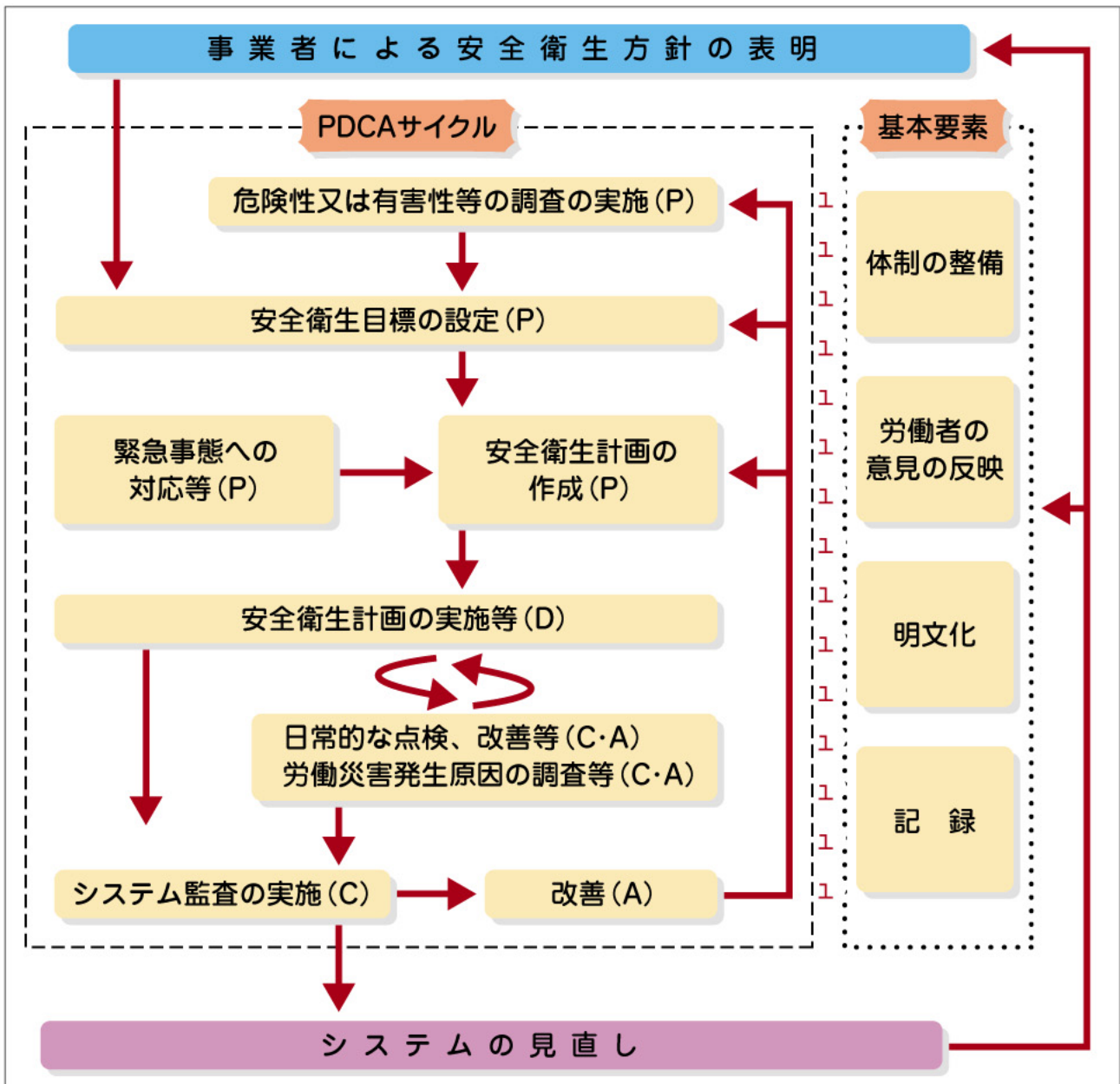


図2 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の基本的な枠組み

Ⅱ.労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づくシステムの構築・整備

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の構築・整備は、全くゼロからの取組ではありません。従来からの安全衛生管理活動をベースに、自事業場の実状にあわせて、構築・整備を進めることが大切です。

OSHMSの構築・整備の基本的な手順(例)

(1) 事業者による導入宣言

OSHMSは、事業場の全員が協力して推進することが大切です。このため、事業者自らOSHMSの導入を宣言します。



(2) 組織体制の整備、人材の養成

OSHMSの構築・整備の中心となる部署を決めます。併せて文書類の整備(明文化)の担当者、リスクアセスメント担当者等も決めておき、構築・整備が円滑に推進できる体制づくりを行います。また、外部研修を利用したり、内部で勉強会等を開催したりして、人材の養成を行います。



(3) 労働安全衛生管理の現状把握

現在、自分たちの事業場が実施している安全衛生管理に関する規程類及び実際の活動の種類、内容等を整理します。



(4) OSHMSの構築・整備

現状把握で整理した結果を指針で要求している事項と比較します。指針で要求している事項に対して、不十分な事項や不足している事項を補い構築・整備していきます。



(5) OSHMSの実施

実際に、OSHMSに従って措置を実施していきます。計画期間毎のシステム監査などにより活動をスパイラルアップしていきます。

※ここに示す、構築・整備の手順は1つの例です。例えば(1)事業者による導入宣言より先に(2)組織体制の整備、人材の養成を行うという手順も考えられます。事業場の実状に合わせて進め方を工夫してください。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

●目的

第1条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

第2条 この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

●定義

第3条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働安全衛生マネジメントシステム 事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

イ 安全衛生に関する方針（以下「安全衛生方針」という。）の表明

ロ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

ハ 安全衛生に関する目標（以下「安全衛生目標」という。）の設定

ニ 安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」という。）の作成、実施、評価及び改善

二 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

●適用

第4条 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。

●安全衛生方針の表明

第5条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針は、事業場における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。

一 労働災害の防止を図ること。

二 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。

三 法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。

四 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。

●労働者の意見の反映

第6条 事業者は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。）の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

●体制の整備

第7条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

- 一 システム各級管理者（事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。）の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。
- 二 システム各級管理者を指名すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
- 四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。
- 五 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

●明文化

第8条 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。

- 一 安全衛生方針
 - 二 システム各級管理者の役割、責任及び権限
 - 三 安全衛生目標
 - 四 安全衛生計画
 - 五 第6条、次項、第10条、第13条、第15条第1項、第16条及び第17条第1項の規定に基づき定められた手順
- 2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

●記録

第9条 事業者は、安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

●危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

第10条 事業者は、法第28条の2第2項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。

2 事業者は、法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項の調査の結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定するものとする。

●安全衛生目標の設定

第11条 事業者は、安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかとするとともに、当該目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。

- 一 前条第1項の規定による調査結果
- 二 過去の安全衛生目標の達成状況

●安全衛生計画の作成

第12条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。

2 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。

- 一 第10条第2項の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
- 二 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項
- 三 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項
- 四 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項
- 五 安全衛生計画の期間に関する事項
- 六 安全衛生計画の見直しに関する事項

●安全衛生計画の実施等

第13条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

●緊急事態への対応

第14条 事業者は、あらかじめ、労働災害発生の急迫した危険がある状態（以下「緊急事態」という。）が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

●日常的な点検、改善等

第15条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。

2 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、前項の日常的な点検及び改善並びに次条の調査等の結果を反映するものとする。

●労働災害発生原因の調査等

第16条 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。

●システム監査

第17条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、第5条から前条までに規定する事項についてシステム監査を適切に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。

2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。

●労働安全衛生マネジメントシステムの見直し

第18条 事業者は、前条第1項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。